

議案第72号

鹿児島県立中学校及び高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
制定の件

鹿児島県立中学校及び高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年5月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県立中学校及び高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県立中学校及び高等学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第38号）
の一部を次のように改正する。

第4条中「県立中学校の」を「県立中学校（鹿児島県立いは中学校を除く。）の」に改める。

別表中学校の表中 「鹿児島県立楠隼中学校 肝付町」 を
「鹿児島県立楠隼中学校 肝付町 鹿児島市」 に改める。

附 則

この条例は、令和6年8月1日から施行する。

(提案理由)

鹿児島県立いは中学校を設置し、並びに同校の入学者選抜手数料及び証明手数料を徴収しないこととするため、所要の改正をしようとするものである。